

自転車乗車用ヘルメット購入費の一部補助は3月29日まで!

町 HP▶



問合せ 防災課 207

令和5年4月1日から道路交通法の改正により、すべての自転車利用者に乗車用ヘルメットの着用が努力義務化されました。町では、県と協調し、自転車乗車時のヘルメット着用を促進するため、自転車乗車用ヘルメット購入費の一部を補助します。

補助金額

ヘルメット購入費の1/2以内
(10円未満切り捨て、**上限 2,000円**)

- ※1人につきヘルメット1個かつ1回限りです。
- ※購入時のポイント利用、送料、値引き分は除きます。

補助金額

新品で安全認証マークが示されたヘルメットが補助対象となります。

- ※未使用を含む中古品、及びオークション、個人間売買、譲渡等は対象外です。
- ※令和5年4月1日以降に購入したものが対象です。

申請について



- ・申請方法、対象条件の詳細については防災課か町ホームページでご確認ください。
- ・申請期限は**令和6年3月29日(金)**までです。(予算がなくなり次第終了します。)
- ※ヘルメットの購入前に補助の対象になるかどうかを必ずご確認ください。

「美浜町安心安全メールサービス」に登録を

町 HP▶



問合せ 防災課 207

防災・気象・火災・防犯・生活情報などのあなたにとって重要な情報を、スマホで確認することができます。

| 2次元コード | 住民向け空メール登録アドレス |
|--------|--------------------------|
| | mihama@entry.mail-dpt.jp |



【注意事項】

携帯電話のメールアドレスを登録される場合、「迷惑メールの受信拒否」や「ドメイン指定受信」等の設定で、受信拒否される場合がありますので、ご注意ください。

・送信メールアドレス：anshin-anzen@town.aichi-mihama.lg.jp ・ドメイン：@town.aichi-mihama.lg.jp

令和5年度美浜町スポーツ協会表彰

問合せ 美浜町スポーツ協会事務局 82-5200

美浜町スポーツ協会では、昨年1年間に町や地域スポーツ振興に貢献された方【スポーツ功労賞】、大会等で上位に入賞された方【スポーツ賞】を表彰基準のいずれかに該当かつ審査の上表彰します。

【スポーツ功労賞表彰基準】

- (1) 協会の役員として、5年以上役職にあつて功績があつた方。
- (2) 協会加盟団体の役員として、5年以上役職にあつて功績があつた方。
- (3) 10年以上地域及び職場・職域のスポーツ振興に功績のあつた方。

【スポーツ賞表彰基準】

- (1) 県大会以上の大会で、3位までに入賞した方
- (2) 県大会以上の大会で、団体または個人を優勝に導いた監督
- (3) 県大会以上の大会で、新記録を樹立した方
- (4) 東海地区大会・国民体育大会・国際大会等に出場した方(ただし、親善競技試合は除く)
- (5) (1)～(4)までに該当する方の育成に直接または長期功労のあつた方

※なお、東海地区大会・県大会以上の大会とは、予選大会で優秀な成績を取つたことにより出場するものおよび公認大会で参加記録到達により出場するものに限る。

◆推薦方法

表彰推薦書に必要事項をご記入のうえ、美浜町スポーツ協会事務局(総合公園体育館内)まで提出してください。

※表彰推薦書は、総合公園体育館にあります。 ※自薦・他薦のどちらでも構いません。

※スポーツ賞に該当するのは令和5年1月1日～令和5年12月31日までに開催された大会が対象です。

◆提出期限 **1月19日(金)**

